官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一三四）　一
〔その他告示〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十三条第二項の環境大臣が定める測定方法の一部を改正する件（環境九〇）　三
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十六条第二項の環境大臣が定める測定方法の一部を改正する件（同九一）　三
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件（防衛二七五）　四
○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定に基づき、対象施設の管理者として指定した件（同二七六）　七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　三

法規的告示

○内閣府告示第百三十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗